

# 1-1

## 全国・世界へ広がる物流・交流拠点の形成

### めざす姿

空港や高速道路等を活かした物流・交流拠点の形成により、まちを元気にします。

### 現 状 ・ 課 題

- 富士山静岡空港の開港、新東名高速道路の開通に伴い、さらに交通結節点としての優位性が高まるなか、物流・交流拠点の形成により、地域の活性化につなげていくことが求められています。
- 国道 473 号バイパス（金谷相良道路倉沢 I C～菊川 I C間）の整備や国道 1 号バイパスの 4 車線化により、今後、ひと・もののさらなる活発な交流が期待されているため、各交通結節点につながるアクセス道路の整備を進める必要があります。
- 工業を中心とした企業が沿岸から内陸に移転する傾向がみられるなか、当市は、公的な工業用地が不足しているため、円滑な企業誘致が進んでいないのが現状です。
- 工業用地確保のため、農業振興地域<sup>1</sup>における土地利用調整を進めるとともに、補助金制度の充実や総合的な誘致活動により、企業誘致を進めていく必要があります。
- 富士山静岡空港は、ターミナルビルの県有化、国内線ターミナルの増設、基幹的広域防災拠点としての整備、浜岡原発オフサイトセンターの建設が行われるなど、空港のあり方が変わりつつあります。
- 県の構想に合わせて、旧金谷中学校跡地周辺地域に、交流人口の拡大を図る施設の誘致等を進めていくことが必要です。
- 過疎地域から自立促進を図るため、地域資源を活用して、都市部住民との地域間交流の推進が必要です。

### め ざ そ う 値

指 標	実績値		目標値
	平成 19 年	平成 24 年	平成 29 年
市民の道路整備に関する満足度※	53.1% (H20)	49.5% (H25)	55.0%
地域間交流の促進 (川根温泉及び川根温泉ホテルの利用者数)	373,960 人	328,652 人	350,000 人

※ 主要な幹線道路の整備にかかるアンケート結果

<sup>1</sup> 【農業振興地域】自然的、経済的、社会的諸条件を考慮し、総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的として指定されている区域をいう。島田市の場合、都市計画法の用途地域と大井川を除いた区域。

## 重点的取組

### 新東名高速道路島田金谷IC周辺における新たな土地利用

新東名高速道路島田金谷インターチェンジ周辺地域の土地利用計画を策定し、交通結接点としての機能を活かした土地利用を促進します。

## 施策の方向

取組名	内容	事務事業
交通拠点を活かした周辺基盤整備 《重点プロジェクト》	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国道1号、国道473号バイパスなど、広域幹線道路の整備促進に向けて国・県と連携し、早期の完成を目指します。【関連取組：1-2 広域幹線道路の整備促進】</li> <li>●富士山静岡空港、東名高速道路、新東名高速道路等をつなぐ幹線道路を整備します。【関連取組：1-2 幹線道路の整備促進】</li> <li>●新東名高速道路島田金谷IC周辺等について、農業振興地域の見直しにより、都市的土地利用等への転換を図ります。</li> <li>●富士山静岡空港の東海道新幹線新駅の設置について、県及び周辺自治体と連携し、その実現に向けて取り組みます。</li> <li>●富士山静岡空港周辺の新たな交流拠点の整備を進めるとともに、周辺の都市基盤整備を進めます。【関連取組：3-2 企業立地基盤の整備】</li> <li>●旧金谷中学校跡地周辺地域に、県の構想に合わせた交流人口拡大を図る施設の誘致を目指します。</li> <li>●空港の新たな利活用を検討し、国・県及び周辺自治体とともに空港周辺地域の活性化を進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道1号島田金谷バイパス4車線化事業</li> <li>・国道473号バイパス（金谷相良道路倉沢IC～菊川IC間）整備事業</li> <li>・幹線道路整備事業</li> <li>・企業立地促進事業費補助事業</li> <li>・空港プロジェクト推進事業</li> <li>・空港利活用推進事業</li> </ul>
新たな交流拠点の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大井川流域圏の交流拠点として、川根温泉ホテルを整備し、市民及び観光客の集客を図ります。【関連取組：3-4 観光資源の有効活用】</li> <li>●川根温泉ホテルを核とした地域振興施策を推進することにより、地域間交流を図り、過疎地域からの自立促進を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川根温泉宿泊施設建設事業</li> <li>・川根温泉宿泊施設運営事業</li> </ul>

## 協働のモデル

### 市民・地域・団体ができること

- 拠点整備の行われる地域において、住民同士が将来のあるべき姿の検討を行います。（まちづくり協議会）
- 富士山静岡空港を活かしたまちづくり研修会を開催します。（空港対策協議会）
- 市内他企業との協働事業の可能性の検討や、誘致候補企業の情報を提供します。（企業懇話会）
- 空港周辺の環境美化や希少動植物の保全活動、地域活性化活動を行います。（地域活動団体）

■富士山静岡空港利用者数の状況

単位：人

	利用者総数	内訳	
		国内線	国外線
開港1年目 (H21.6.4~H22.6.3)	634,973	418,742	216,231
開港2年目 (平成22年度)	555,459	316,082	239,377
開港3年目 (平成23年度)	411,880	266,413	145,467
開港4年目 (平成24年度)	446,755	251,329	195,426

■川根温泉ホテル 完成予想図





## 1-2 総合的な道路網の整備

### めざす姿

利便性・快適性の高い道路整備により、ひとやものが活発に交流する地域社会の実現を目指します。

### 現 状 ・ 課 題

- 国道1号島田金谷バイパスの4車線化、国道473号バイパス（金谷相良道路倉沢IC～菊川IC間）の整備、国道473号新東名島田金谷IC～国道1号大代IC間の4車線化、はばたき橋を含む県道島田吉田線など、国・県が整備する主要幹線道路を補完する幹線道路網の計画策定及び整備が求められています。
- 生活道路は、市民の生活に密接に関わっていますが、路線数が多く要望内容も多岐にわたっており、すべてを実施するのは困難な状況であるため、緊急性・必要性を考慮した優先順位により整備を進める必要があります。
- 交通インフラ整備は「造る」から「守る」に転換しています。予防保全型の維持補修・老朽化対策により、利用者の安全・安心を確保することが求められています。

### め ざ そ う 値

指 標	実績値		目標値
	平成19年	平成24年	平成29年
幹線道路（都市計画道路）整備率 （改良済+概成済 <sup>※</sup> ）／総延長×100	66%	84%	89%
橋りょう長寿命化修繕工事実施数	—	3橋	51橋

※概成済…改良済区間のうち、都市計画道路の計画幅員の2/3以上の幅員、または、4車線以上の供用道路で、改良済の都市計画道路と同程度の機能を果たし得る現道を有する区間。

### 重 点 的 取 組

#### 総合的な道路ネットワークの構築

市民生活の利便性向上や地域内経済の循環力を高めるため、広域幹線道路につながる地域内幹線道路を重点的に整備します。

#### 生活道路の整備による快適な住環境づくり

生活道路の計画的な維持・修繕により、快適性の高い住環境整備につなげます。

## 施 策 の 方 向

取組名	内 容	事務事業
広域幹線道路の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国道1号島田金谷バイパス及び国道473号（新東名島田金谷IC～国道1号大代IC）の4車線化、国道473号金谷相良道路（倉沢IC～菊川IC）の整備促進について、国・県に対し、働きかけを行います。【関連取組：1-1 交通拠点を活かした周辺基盤整備】</li> <li>●藤枝バイパス4車線化と東光寺ICフルインター化について、国・県に対し、働きかけを行います。</li> </ul>	道路建設促進に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国道1号島田金谷バイパス</li> <li>・国道1号藤枝バイパス</li> <li>・国道473号バイパス（金谷相良道路）</li> <li>・国道473号（新東名島田金谷IC～国道1号大代IC）</li> </ul>
幹線道路の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活道路からの通過交通排除を目的に、色尾大柳線や谷口中河線等の整備を進めます。【関連取組：1-1 交通拠点を活かした周辺基盤整備】</li> <li>●新東名高速道路島田金谷ICへの連絡機能強化のため、横岡新田牛尾線、二軒屋牛尾線を整備します。【関連取組：1-1 交通拠点を活かした周辺基盤整備】</li> <li>●国道473号への連絡機能強化のため、島竹下線を整備します。【関連取組：1-1 交通拠点を活かした周辺基盤整備】</li> <li>●整備路線の優先順位の明確化のため、道路整備プログラムを策定し、効果的な道路整備を行います。</li> <li>●広域幹線道路と地域内幹線道路との連携を強化し、総合的な道路ネットワークを構築します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合都市交通体系調査事業</li> <li>・道路整備プログラムの策定</li> <li>・東町御請線整備事業</li> <li>・横岡新田牛尾線改良事業</li> <li>・谷口中河線改良事業</li> <li>・色尾大柳線改良事業</li> <li>・道悦旭町線改良事業</li> <li>・島竹下線改良事業</li> </ul>
生活道路の整備・維持 《重点プロジェクト》	<ul style="list-style-type: none"> <li>●優先度の高い生活道路から順に整備を実施します。</li> <li>●安全、安心な住民生活のため、道路側溝の整備、舗装の改修、狭隘道路の拡幅等、生活道路を整備します。</li> <li>●橋りょう及び道路付属物等の定期的な点検により、損傷の状況を正確に把握・評価し、保全の手法や経費、緊急度を踏まえた修繕計画に基づき、修繕工事を実施します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活道路改良事業</li> <li>・橋りょう長寿命化修繕事業</li> <li>・道路照明灯修繕事業</li> <li>・道路維持修繕事業</li> </ul>

## 協 働 の モ デ ル

### 市民・地域・団体ができること

- 道路整備事業の説明会に積極的に参加します。（市民）
- 道路及び周辺整備に係る課題の検討を行います。（自治会）
- 生活道路の危険箇所を発見したら、行政へ連絡します。（市民）
- 企業活動中などに発見した市道等の損傷箇所を「公共土木施設等における被害情報提供に関する地区覚書」に基づき、行政へ情報提供します。（企業・事業所）
- まちづくりの目標について達成状況を確認するとともに、今後のまちづくりを検討します。（都市再生整備計画事後評価委員会）

■市道整備状況

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
実延長 (m)	1,102,946	1,111,157	1,116,184	1,117,245	1,113,928
本数	3,587	3,586	3,605	3,617	3,614
舗装率 (%)	73.3	73.1	73.5	73.7	73.9

■都市計画道路整備状況

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
改良済延長 (m)	39,030	40,010	40,240	42,130	56,530
概成済延長 (m)	21,600	22,700	22,700	22,120	20,930
小計 (m)	60,630	62,710	62,940	64,250	77,460
計画延長 (m)	91,580	91,580	92,090	92,090	92,100
整備率 (%)	66.2	68.5	68.3	69.8	84.1

※平成 25 年 3 月 31 日現在



## 1-3 公共交通基盤の整備

### めざす姿

公共交通網の充実により、交通空白地を解消し、通勤・通学、買い物や通院などの利便性を高めます。

### 現 状 ・ 課 題

- 少子化により、公共交通における通学需要が減少することが予測されます。また、運転免許保有率の高まりにより、路線バスの利用は減少していくことが見込まれます。
- コミュニティバス<sup>2</sup>の多くの路線では、利用者数が減少傾向にあるため、利用促進に向けた一層の取組の充実・強化が必要です。
- コミュニティバスの路線維持に係る財政負担は大きく、効率的な運行形態、運賃負担のあり方についての検討が必要です。
- 通学距離が長い児童・生徒の通学手段として、スクールバスが活用されています。川根地区や鍋島地区では児童・生徒以外の利用も可能としており、地域住民の利便性の確保につながっています。
- 大井川鉄道は、通勤・通学などの沿線住民の利用の減少や、SL団体客の伸び悩みがみられるほか、設備や車両の老朽化が進んでおり、計画的な改修や更新を進めるとともに、路線維持のために増収対策や経営環境の転換が求められています。

### め ざ そ う 値

指 標	実績値		目標値
	平成 19 年	平成 24 年	平成 29 年
コミュニティバス利用者数 <sup>※</sup>	394,770 人	374,254 人	375,000 人

※平成 19 年の実績値には、川根地区スクールバスの児童・生徒の通学利用分を含む。

### 重 点 的 取 組

#### バス運行体系の見直し

路線ごとの利用状況を踏まえ、運行体系を見直し、地域のニーズに即した運行が実施されるよう努めます。

<sup>2</sup> 【コミュニティバス】 地域住民の移動手段を確保するために、バス会社が運行する路線以外で、自治体などが運行するバスのこと。

## 施 策 の 方 向

取組名	内 容	事務事業
バス運行体系の強化 《重点プロジェクト》	<ul style="list-style-type: none"> <li>●コミュニティバスについて、運行形態、運賃負担のあり方、運行車両等、バス交通体系の全体的な見直しを行います。</li> <li>●民間の不採算バス路線に対する補助金について、利用状況等を勘案しながら、適宜、必要な見直しを行います。</li> <li>●遠距離通学が必要な児童・生徒のため、登下校時のスクールバスの運行を実施します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティバス運行管理事業</li> <li>・コミュニティバス車両更新事業</li> <li>・バス路線運行維持助成事業</li> <li>・スクールバス運行事業</li> </ul>
デマンド型乗合タクシー <sup>3</sup> の導入 《重点プロジェクト》	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自宅から目的地まで、市民が相乗りで利用できるデマンド型乗合タクシーを導入し、移動手段のない人を対象とした効率的な運行システムの構築を進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デマンド型乗合タクシー運行事業</li> </ul>
民間鉄道による公共交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大井川鉄道と沿線自治体が協力し、沿線住民の日常的な利用促進とともに、観光振興など交流人口の増加による鉄道利用の拡大に取り組み、地域の公共交通としての住民の生活の足の確保を図ります。</li> <li>●大井川鉄道の設備や車両の老朽化対策として、国や県の補助制度の活用し、計画的な改修や更新が図られるよう調整を進めます。</li> </ul>	

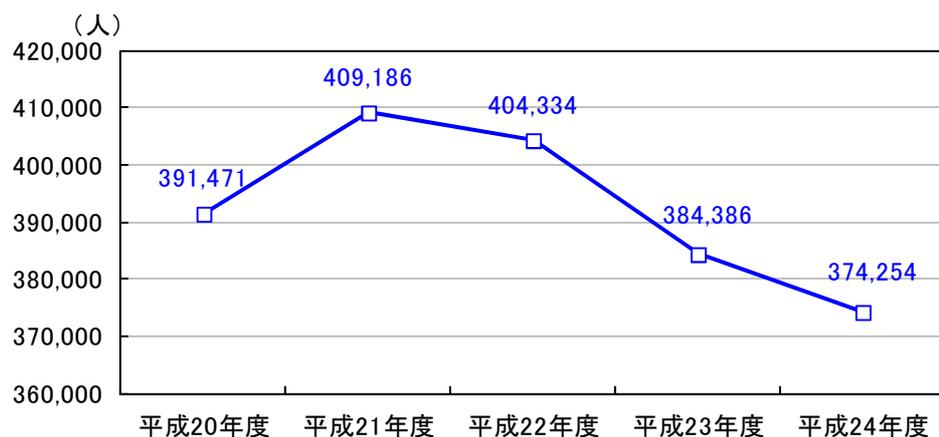
## 協 働 の モ デ ル

### 市民・地域・団体ができること

- 日常生活の中で、コミュニティバスを積極的に活用します。（市民）
- 島田市地域公共交通会議及び島田市地域公共交通会議住民部会への参画を通じて、利用者にとって利用しやすい公共交通を維持・確保していくことに努めます。（市民）
- 高齢者の買い物や通院のサポートなど、地域が主体となって移動手段を確保する取組を進めます。（市民）
- ボランティア・地域団体が行うバス停の清掃活動等により、地域の足として重要なコミュニティバスへの意識を高めます。（地域団体）

<sup>3</sup> 【デマンド型乗合タクシー】 交通手段に不便をきたしている地域の人に、予約により自宅や指定の場所から目的地まで乗り合いタクシーにより送迎するサービス。

■コミュニティバス利用者数の状況



■大井川鐵道 市内主要駅の1日平均乗降客数

		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
金谷駅	一般 (人)	603	537	485	395
	定期券利用 (人)	285	262	226	222
	計 (人)	888	799	711	617
新金谷駅	一般 (人)	812	865	811	697
	定期券利用 (人)	86	95	82	68
	計 (人)	898	960	893	765
五和駅	一般 (人)	35	30	30	25
	定期券利用 (人)	65	57	43	61
	計 (人)	100	87	73	86
福用駅	一般 (人)	24	22	24	22
	定期券利用 (人)	57	58	56	68
	計 (人)	81	80	80	90
家山駅	一般 (人)	436	430	370	355
	定期券利用 (人)	218	191	173	156
	計 (人)	654	621	543	511
市内 11 駅 合計	一般 (人)	2,052	2,011	1,841	1,604
	定期券利用 (人)	824	777	690	690
	計 (人)	2,876	2,788	2,531	2,294



## 1-4 住環境の整備

### めざす姿

市民が安心して暮らせるよう、快適な居住環境を整備するとともに、住まいを必要とする人の住居を確保します。

### 現 状 ・ 課 題

- 「島田市公営住宅ストック総合活用計画」<sup>4</sup>及び「島田市営住宅等長寿命化計画」に基づき、人口・世帯の状況や市民の生活実態の把握、住宅需要の推移、老朽化した市営住宅の維持管理など、社会動向を踏まえた住環境整備に係る事業の展開が求められています。
- 老朽化の進んだ市営住宅の建て替えを早急に行う必要があるものの、代替住宅の確保や財政面の課題により、進んでいないのが現状です。今後は、適正な供給戸数を把握するとともに、民間施設の活用も視野に入れた対応が求められています。
- 川根地区をはじめ、中山間地域における若年層の人口流出が顕著であるため、今後は、定住を促進するために市有財産の活用について検討を進める必要があります。
- 上水道管路における法定耐用年数40年を経過した老朽管の割合は22%を超えており、年次的な更新が必要です。また、耐震診断や補強工事が未実施である配水池の早期事業化が求められています。
- 簡易水道<sup>5</sup>施設・飲料水供給施設ともに老朽化している施設が多数あり、更新を進める必要がありますが、経営基盤に対し、維持管理に要する経費が増加しています。
- ライフスタイルの多様化や核家族化の進展などにより、墓地に関する考え方が変化中、公設霊園の必要性が高まっています。

### め ざ そ う 値

指 標	実績値		目標値
	平成 19 年	平成 24 年	平成 29 年
新設住宅着工件数（持ち家、貸家、分譲住宅など）	627 戸	670 戸	720 戸
地区計画 <sup>6</sup> の指定	3 か所 (73.9ha)	3 か所 (77.0ha)	4 か所 (78.0ha)
配水池耐震化率（貯水量率） 全体容量＝17,988m <sup>3</sup>	21.6%	28.8%	100.0%

<sup>4</sup> 【島田市公営住宅ストック総合活用計画】老朽化が見られる木造、簡易耐火構造の市営住宅などの建て替えや、高齢者や障害者に対応した設備改修など、平成 29 年度までの総合的な整備計画。

<sup>5</sup> 【簡易水道】給水人口が 101 人以上から 5,000 人以下までの範囲を対象として供給する水道のこと。

<sup>6</sup> 【地区計画】一定のまとまりを持った「地区」の用途地域の規制を強化、緩和することを目的に、その地区の実情に合ったよりきめ細かい規制を行う都市計画法に基づく制度。

## 重 点 的 取 組

### 定住化の促進

地域の実情を踏まえ、若年層、勤労者及び高齢者の居住安定と良好な住宅の環境づくりに努めます。また、中山間地域においては、市有財産の有効活用や民間活力により、子育て世代や若者の定住化を促進します。

## 施 策 の 方 向

取組名	内 容	事務事業
良質な住宅の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「島田市公営住宅ストック総合活用計画」に基づき、既存住宅の長期的な活用により住宅需要に応え、居住の安定化を図ります。また、民間住宅（アパート等）を活用した借上げ方式による住宅供給について検討を進めます。</li> <li>●「島田市営住宅等長寿命化計画」に基づき、適正な住環境の維持管理、整備を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市営住宅維持修繕事業</li> <li>・市営住宅管理事業</li> </ul>
中山間地における定住化の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●中山間地域において、子育て世代や若者の定住化に向けた事業展開を図ります。</li> <li>●地域の住環境や地域の魅力を情報発信し、都市からの移住による人口増加を図ります。【関連取組：3-4 ニューツーリズムの推進】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域おこし協力隊<sup>7</sup>派遣事業</li> <li>・中山間地域空き家バンク<sup>8</sup>事業</li> </ul>
居住環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●指定道路台帳<sup>9</sup>の公開に向けた作業を進めます。</li> <li>●地域の特徴を踏まえた適切な土地利用を進めるとともに、住民合意のもと、地区計画等により良好な環境を創出するよう働きかけます。</li> <li>●往還下土地区画整理事業の完了に向け、保留地の販売促進に努めます。</li> <li>●居住環境の改善に向けて、土地区画整理事業等を検討します。</li> <li>●定住化を推進するため、良質な住環境の整備を進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定道路台帳整備事業</li> <li>・用途地域の適正化</li> <li>・地区計画の検討</li> <li>・往還下土地区画整理事業</li> </ul>

<sup>7</sup> 【地域おこし協力隊】 過疎化が進む地方において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図るとともに地域力の維持を目的に平成 21 年から国が制度化。

<sup>8</sup> 【空き家バンク】 空き家情報をインターネット等で移住・定住希望者に情報提供する事業。

<sup>9</sup> 【指定道路台帳】 位置指定道路に係る図面「指定道路図」及び、調書「指定道路調書」のこと。

取組名	内容	事務事業
安全・安心な水の供給	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アセットマネジメント<sup>10</sup>（施設の資産管理）を取り入れた水道事業計画を策定し、合わせて料金改定を検討していきます。</li> <li>●優先度の高い路線から老朽管の更新を実施するとともに、適切な口径の検討と継手の耐震化を進めます。</li> <li>●主要配水池のほか、小規模配水池についても緊急性の高いものから優先的に耐震化を進めます。</li> <li>●稲荷浄水場に非常用発電装置を設置し、災害時の給水に備えます。</li> <li>●中山間地の小集落にある飲料水供給施設について、補助や管理の方法などを検討します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽管更新事業（天神原・旗指配水区）</li> <li>・建設改良事業（簡易水道）</li> <li>・配水池耐震化事業</li> <li>・稲荷浄水場非常用発電装置整備事業</li> <li>・飲料水供給施設整備事業</li> </ul>
霊園の整備及び管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民の墓地需要の動向を踏まえ、公共性を有する墓地を市民に提供します。</li> <li>●既存の市営霊園について、適正な管理運営に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市営霊園整備事業</li> <li>・市営霊園管理運営事業</li> </ul>

## 協働のモデル

### 市民・地域・団体ができること

- 地域の魅力の情報発信など、地域おこし協力隊事業の支援を行います。（NPOまちづくり川根の会 山村都市交流センターさま）
- 地域の居住環境の向上や改善に向けた検討を行います。（自治会・コミュニティ委員会）
- 水道耐震化プロジェクトに関する活動に協力・参加します。（市民・地域）
- 飲料水供給施設の定期的な見回りと維持管理に努めます。（地域）

<sup>10</sup> 【アセットマネジメント】長期的かつ経営的な視点で、市の公共施設を管理・活用・処分する取組。

### ■周辺市の新設住宅着工件数の状況

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
島田市 (戸)	701	592	662	696	670
藤枝市 (戸)	1,168	903	1,082	1,230	1,282
焼津市 (戸)	1,335	1,084	1,044	1,105	847
牧之原市 (戸)	612	216	200	235	167
掛川市 (戸)	1,203	784	695	624	711

資料：静岡県新設住宅着工統計

### ■地区計画指定地区数及び面積

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
地区数	3	3	3	3	3
面積 (ha)	73.9	73.9	77.0	77.0	77.0

### ■上水道の状況(島田市上水道)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
給水人口 (人)	75,571	75,342	75,088	74,988	74,705
給水戸数 (戸)	28,574	28,689	28,781	29,082	29,285
年間総配水量 (m <sup>3</sup> )	10,774,920	10,724,691	10,701,705	10,532,993	10,403,057
年間有収水量 (m <sup>3</sup> )	8,848,446	8,780,622	8,774,557	8,649,610	8,545,195
有収率 (%)	82.1	81.9	82.0	82.1	82.1

### ■簡易水道の状況

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
給水人口 (人)	6,206	6,096	5,974	5,877	5,738
給水戸数 (戸)	2,130	2,114	2,102	2,100	2,094
年間総配水量 (m <sup>3</sup> )	829,798	849,921	832,737	799,973	814,976
年間有収水量 (m <sup>3</sup> )	706,870	687,391	674,489	650,993	640,082
有収率 (%)	85.2	80.9	81.0	81.4	78.5

## 1-5 公園緑地の整備

### めざす姿

市民が安らぎを感じ、快適に暮らせるよう、緑に囲まれた憩いの場がたくさんある都市空間を創出します。

### 現 状 ・ 課 題

- 当市の公園緑地の整備状況は、平成 25 年 3 月末時点で 138 公園、面積は 111.9ha となっています。そのうち、都市計画公園の整備率は、平成 25 年 3 月末現在、約 20%となっており、さらに整備を進めていくことが必要です。
- 公園緑地は、避難場所としての機能を発揮する社会基盤として捉え、計画的な配置や整備が求められています。
- 公園の整備・管理については、地域とともに考え、地域が主体的な役割を果たすことができるようにすることが必要です。しかしながら、公園の維持管理を行う地域住民の高齢化により、その実施が年々困難になってきています。
- 当市は、「ばらのまちづくり」を推進しており、今後も、ばらの丘公園を活用するなど、主要園芸作物であるばらを全国にPRしていくことが求められています。

### め ざ そ う 値

指 標	実績値		目標値
	平成 19 年	平成 24 年	平成 29 年
公園・緑地整備面積	110.0ha	111.9ha	112.0ha
生け垣づくり補助累計件数	968 件	1,090 件	1,215 件
公園愛護会団体数	43 団体	46 団体	49 団体

### 重 点 的 取 組

#### ばらのまちづくりの推進

当市の特色ある園芸作物であるばらを活かし、緑化等を推進することで、「ばらのまち」として市内外にPRを進めます。

## 施 策 の 方 向

取組名	内 容	事務事業
公園・緑地の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防災機能を併せ持ちながら、市民が親しみを持って利用できる公園・緑地の整備を計画的に進めます。</li> <li>●15か所の都市公園において、安全・安心な公園施設の利用、効果的な維持管理を計画的に実施します。</li> <li>●施設ごとの管理方針、長寿命化対策予定時期等を踏まえ、計画的に15公園の施設の改築・更新を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市公園整備事業</li> <li>・公園施設長寿命化事業</li> <li>・公園管理事業</li> </ul>
緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●みどり豊かなまちづくりを推進するとともに、地震等による災害防止に寄与するため、生け垣づくりを行う者に対し、補助金を交付します。</li> <li>●市内主要箇所にはばらの花壇等を設置するとともに、ばらの丘公園を活用し、市民に栽培等に関する情報提供や、交流の場を提供します。</li> <li>●全国バラサミットの開催に向けて、ばらのまちづくりの意識向上に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生け垣づくり設置費補助事業</li> <li>・緑化活動推進事業</li> <li>・ばらのまちづくり推進事業</li> <li>・全国バラサミット開催事業</li> </ul>
公園・緑地の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域住民による「公園愛護会」が中心となり、地域の公園や緑地の美化に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園管理事業</li> </ul>

## 協 働 の モ デ ル

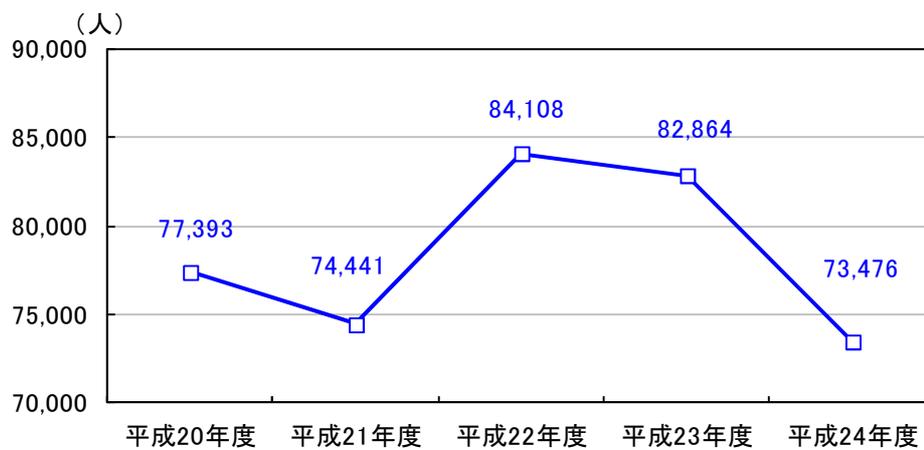
### 市民・地域・団体ができること

- 植栽・花壇の維持管理、公共施設へのプランター提供、学校・福祉施設への草木の提供等を行います。（緑化団体）
- 平成27年度開催予定のバラサミットに向けた事前研修等に対し、関係企業などの社員が視察・参加します。（企業・事業所）
- 都市公園の愛護活動、公園愛護デーにおける美化活動等を行います。（公園愛護会）

■都市計画公園整備状況

		街区公園	近隣公園	総合公園	運動公園	風致公園	緑地	合計
計画	箇所数	17	6	2	1	2	4	32
	面積 (ha)	4.81	13.00	52.60	9.90	33.70	250.20	364.21
開設	箇所数	16	4	2	1	1	4	28
	面積 (ha)	4.22	3.64	10.43	8.60	0.15	45.6	72.64
開設率 (%)		87.7	28.0	19.8	86.9	0.4	18.2	19.9

■ばらの丘公園入園者数





## 1-6 魅力ある景観の保全

### めざす姿

周辺環境と調和し、潤いある自然と豊かな歴史的まちなみなど、地域特性を活かした美しい景観を実現します。

### 現 状 ・ 課 題

- 平成 23 年に景観行政団体に移行した当市は、策定した景観計画に基づき、良好な景観を保全・形成する取組を行っていきます。
- 牧之原茶園・空港周辺地域景観協議会により、市内5か所が「牧之原・大井川地域の継承したい茶園景観 30 選」に選ばれるなど、市内の景観に注目が集まっています。
- 当市は、大井川、牧之原台地等の豊かな自然環境、蓬萊橋等の歴史資産、人々の営みによって育まれた田園・市街地が調和して形成されています。
- 当市ならではの景観は、先人から受け継いだかけがえのない財産であり、将来の市民に継承することができるように永く持続させることが求められています。
- 静岡県屋外広告物条例の許可基準に適合していない広告物の是正指導などを行い、良好な景観の保全に努めることが必要です。
- 全国的に、中山間地域においては高齢化や後継者不足により、耕作放棄地<sup>11</sup>が増加し、里山ならではの景観が損なわれていく傾向にあります。

### め ざ そ う 値

指 標	実績値		目標値
	平成 19 年	平成 24 年	平成 29 年
景観計画重点地区の指定数	—	—	2 地区

### 重 点 的 取 組

#### 景観計画重点地区の指定による景観の形成・保全

島田市景観計画に基づき、景観計画重点地区の指定を行い、その地域ならではの良好な景観の形成・保全を図ります。

<sup>11</sup> 【耕作放棄地】1年以上作付けされず、今後数年も作付けする見込みのない土地。

## 施 策 の 方 向

取組名	内 容	事務事業
計画的な景観の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>●平成 25 年に策定した島田市景観計画に基づき、景観計画重点地区<sup>12</sup>の追加指定に向けた取組を継続します。</li> <li>●景観計画重点地区、その他の地区における居住環境の向上を図るため、地区計画の指定について検討します。</li> <li>●県屋外広告物条例の改正許可基準の施行（平成 25 年 10 月）を機に、違反屋外広告物の是正指導に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重点地区指定事業</li> <li>・県屋外広告物条例許可事務</li> <li>・違反屋外広告物是正指導事務</li> </ul>
史跡景観等の環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●川越遺跡をはじめ、旧東海道石畳、諏訪原城跡、蓬萊橋、野守の池、大井川鶴山の七曲りなど魅力のある景観資源の活用や自然と共存した景観の保全に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川越遺跡保存管理計画策定事業</li> </ul>
農山村景観の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>●中山間地域における農林業の継続を支援し、里山の景観と環境の維持に努めます。</li> <li>●市内各地で見られる茶畑と茶草場が連続する美しい景観の維持に努めるほか、神谷城地区の棚田の復活に向けた取組を支援します。【関連取組：3-1 茶の生産基盤の強化と消費拡大】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中山間地域等直接支払交付金交付事業</li> </ul>

## 協 働 の モ デ ル

### 市民・地域・団体ができること

- 地域の景観の向上や改善に係る問題点の検討を行います。（自治会・コミュニティ委員会）
- 集落協定を市と結び、中山間地域の農地の維持に努めます。（農業者）

### ■耕作放棄地面積の状況

年度	発生		解消面積					
			営農再開		保全管理		計	
	件数 (件)	面積 (ha)	件数 (件)	面積 (ha)	件数 (件)	面積 (ha)	件数 (件)	面積 (ha)
平成 20 年度	107	6.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0
平成 21 年度	8	0.7	14	1.2	1	0.1	15	1.3
平成 22 年度	216	13	55	3.7	81	5.6	136	9.3
平成 23 年度	185	12.5	73	6.2	79	4.1	152	10.3
平成 24 年度	262	22.3	48	4.9	42	1.8	90	6.8
計	778	55.3	190	16.0	203	11.6	393	27.7

<sup>12</sup> 【景観計画重点地区】景観計画区域のうち、特に美しい景観形成に向けて、重点的かつ計画的に整備していく必要のある地区。

# 1-7

## 地域情報化と電子自治体の推進

### めざす姿

地域情報化を推進し、すべての市民が等しく高度情報化社会の恩恵を享受できる電子自治体の実現を目指します。

### 現 状 ・ 課 題

- 高度情報化社会の進展により、多くの市民が、電子行政をはじめ、防災、教育、医療、社会保障、消費生活などあらゆる分野でICT（情報通信技術）<sup>13</sup>の恩恵を受けています。
- スマートフォン、タブレット等の携帯情報端末や、ツイッター、フェイスブックなどのSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）<sup>14</sup>の普及により、市民が情報を収集し、共有する環境が飛躍的に充実してきています。
- 光インターネットサービスの世帯カバー率が9割を超え、情報通信基盤整備は進んできていますが、一部中山間地域における環境整備は採算性の問題等により、実現できていないのが現状です。
- インターネットを活用した情報提供や市民ポータルサイト<sup>15</sup>の活用による交流促進事業は、一定の成果を挙げているものの、携帯情報端末や SNS の普及といった昨今の潮流に合致していない部分もあるため、今後の検討が必要です。
- 「広報しまだ」「eコミュニティしまだ」「FM島田」などの多様な情報媒体により地域の情報を発信している中、基幹メディア（広報しまだ）単体で完結するのではなく、複数メディアを戦略的に連動・連携し、市民からの情報の呼びかけやメディアを通じたネットワークづくりを行っていくことが求められています。

### め ざ そ う 値

指 標	実績値		目標値
	平成 19 年	平成 24 年	平成 29 年
広報しまだ閲読率※	—	—	80%
市ホームページ総ページビュー数	250 万件	310 万件	400 万件

※平成 26 年度に広報アンケート実施予定（当市初）

<sup>13</sup> 【ICT（情報通信技術）】情報(information)と通信(communication)の技術(Technology)の略。

<sup>14</sup> 【SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）】インターネット上で日記やメッセージなどを通じて友人や知人・共通の趣味を持つ人たちとの交流を目的としたサービスの総称。

<sup>15</sup> 【市民ポータルサイト】地区の情報(イベント情報など)を知りたい時にインターネットにアクセスするときの入口となる市民が運営するウェブサイト。

## 重点的取組

### 多様なメディアを活用した戦略的な情報発信

複数のメディアが互いに連携し、ネットワークづくりを進めることで、市民への情報伝達を効果的に行います。

## 施策の方向

取組名	内容	事務事業
情報通信ネットワークの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●光インターネットなど超高速インターネットが利用できない地区において、通信事業者が行う通信設備等の整備に対する支援を行います。</li> <li>●FM島田は、コミュニティFM<sup>16</sup>の電波の特性から、市内全域をカバーするに至っていないため、ネット環境を利用したサイマルラジオ<sup>17</sup>等の活用を検討します。【関連取組：2-1 防災・災害時情報の伝達】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域情報基盤の整備促進</li> <li>・超短波放送難聴対策事業</li> </ul>
ICTの活用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域コミュニティ施設など地域の拠点におけるICT機器や通信網の整備を進め、誰もが、いつでも気軽にICTを利用できる環境を整備します。</li> <li>●初心者を対象に、生涯学習や地域社会の場で活用できることを目的に、パソコン講座を開催します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館施設管理運営事業</li> <li>・生涯学習推進事業</li> </ul>
多様な情報発信の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市ホームページなどで防犯、消費生活、教育など生活に役立つ情報を提供し、市民のICT利用意欲の向上を図ります。</li> <li>●インターネット講習会など利用技術の習得の機会を提供し、ICTを活用できる人材を育成します。</li> <li>●FM島田において、行政情報及び島田市提供番組を放送します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子自治体推進事業</li> <li>・超短波放送活用事業</li> </ul>
オンラインサービスの拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>●インターネットを利用した図書予約や電子申請システムなどのオンラインサービスを拡充し、市民の利便性向上と地理的格差の解消を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子申請共同利用システム運用業務</li> </ul>

<sup>16</sup> 【コミュニティFM】市区町村内の一部の地域において、地域に密着した情報を提供するため、平成4年1月に制度化された超短波放送(FM放送)。

<sup>17</sup> 【サイマルラジオ】日本各地のコミュニティFM局が放送する番組を、インターネットを通じて同じ時間帯に配信するサービス。通常の大手放送局より出力の小さい、市町村単位の小規模なFMラジオ放送を聴取することができる。

取組名	内 容	事務事業
行政情報システムの最適化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域情報プラットフォーム<sup>18</sup>を活用した効率的な情報システムの導入など行政情報システムの最適化を図ります。</li> <li>●データ保全・システム復旧に効果的な自治体クラウドなどの新しいシステムの導入を行います。【関連取組：2-1 災害に備えた情報通信環境の整備】</li> <li>●住民基本台帳ネットワークシステム<sup>19</sup>及び戸籍副本データ管理システム<sup>20</sup>の稼働により、大規模災害時においても迅速な対応を可能とします。【関連取組：2-1 災害に備えた情報通信環境の整備】</li> <li>●戸籍情報システムや住民基本台帳ネットワークシステムに関し、定期的な機器更新を行い、迅速かつ適正な運用を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民情報システム運用業務</li> <li>・住民基本台帳ネットワークシステム等更新事業</li> </ul>
戦略的広報の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●広報紙、ホームページ、コミュニティFM、電子コミュニティセンター、民間のフリーペーパーなど多様なメディアを重層的に活用した情報発信により、官民が連携して、市民活動や観光・商工業等の活性化を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子自治体推進事業</li> </ul>

## 協 働 の モ デ ル

### 市民・地域・団体ができること

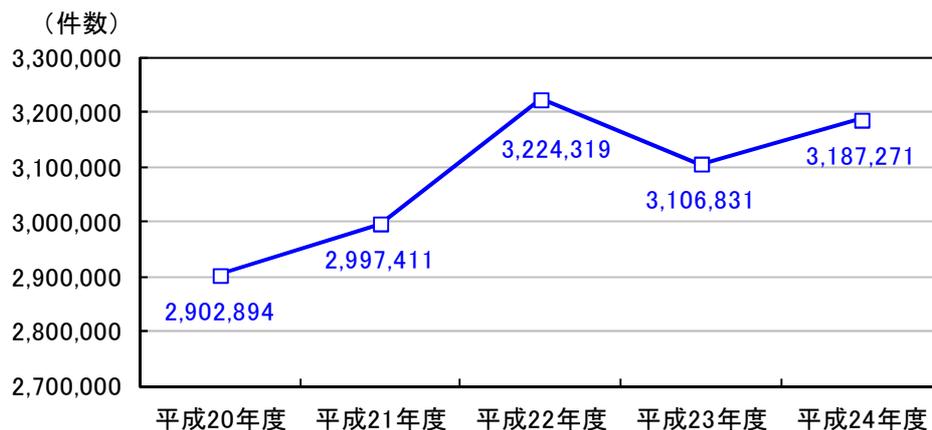
- 市内におけるさまざまな情報媒体を活用した情報発信の取組について、連絡会を開催します。（地域広報会議）
- 広報しまだの掲載内容について、FM島田の行政番組で放送します。（FM島田）
- 広報しまだ・FM島田への登場や各種の情報提供、情報誌の発行などを行います。（地域活動団体・コミュニティ委員会など）
- 市内で広報活動するNPO法人や団体等と協働し、ICTを活用した地域活動支援を行います。（NPO法人クロスメディアしまだ、静岡空港シティニュースなど）

<sup>18</sup> 【地域情報プラットフォーム】自治体を持つ情報システムをはじめとした、地域内外のあらゆる情報システムを全国規模で連携させるための共通的な仕様。

<sup>19</sup> 【住民基本台帳ネットワークシステム】都道府県または指定情報処理機関が、住民の居住関係を公証する目的で、住民基本台帳に記載された個人情報のうち、氏名、住所、性別、生年月日等の情報と住民票コードを一括して一元的に管理・保有する全国的ネットワークシステムのこと。

<sup>20</sup> 【戸籍副本データ管理システム】大規模かつ広域の災害時における戸籍データの完全滅失の防止を目的として、全国2か所に戸籍副本データ管理センターを設置し、業務日ごと更新された市区町村のデータを送信することで、戸籍システムの迅速な復旧を可能としたシステム。

## ■島田市ホームページ総ページビュー数(年間)



## ■電子申請システム利用状況

単位：件

業務名	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度
特定入所者負担限度額の認定	15	21	31	19	8
介護保険被保険者証再交付申請				2	1
公文書の開示請求	2	1	1	7	14
住民票の写し交付予約申請	7	10	2	11	1
税証明交付申請	5	5	9	5	8
犬の死亡届	12	8	11	10	12
出会いの場イベント申込	60	53	48	155	
しまだ楽習センター講座申込	165	447	347	389	413
社会教育課主催講座参加申込 <sup>※1</sup>	24	29	36	58	43
サタデー・サマーオープンスクール参加申込	58	150	147	150	152
看護専門学校オープンキャンパス参加申込		11	60	72	39
座標値記録交付申請		15	7	1	1
新型インフルエンザワクチン接種予約申請		257			
健康づくり課主催講座 <sup>※2</sup>			9	68	99
建設工事用業者カード登録			961		851
合計	348	1,007	1,669	947	1,642

※1 社会教育講座：いきいき子育て勉強会、3歳児をもつ親の講座、しまだガンバ、参加申込等

※2 健康づくり課講座：いきいきママ教室、新生児出生通知、離乳食講習会託児申込等

## 2-1 危機管理体制の強化

### めざす姿

地震等の災害から市民の生命及び財産等の保護と被害の軽減を図るため、危機管理体制を強化します。

### 現 状 ・ 課 題

- 地震や台風などの災害に加え、地球温暖化などを要因とした気候変動による異常気象、不安定な国際情勢を背景としたテロや武力攻撃、大規模な感染症など、市民の生命及び財産を脅かす要因が多様化しています。
- 災害時に迅速かつ的確に対応するため、「島田市地域防災計画」や「島田市水防計画」などを策定しているほか、テロの脅威や武力攻撃に対応するため、「島田市国民保護計画」を策定しています。
- 情報及び行政システムの保護及び安全な運用が図れるよう、想定される南海トラフ巨大地震等の大規模災害に対応したBCP（事業継続計画）<sup>21</sup>整備が求められています。
- 県が策定した第4次地震被害想定に基づく防災対策の検証及び「島田市地域防災計画」の見直しが必要となっています。
- 原子力災害に備えて、国が決定した「原子力災害対策指針」に基づき策定した「島田市地域防災計画（原子力災害対策編）」を踏まえ、UPZ<sup>22</sup>（緊急時防護措置を準備する区域）における具体的な個別計画の策定や関係自治体との連携による対策が必要となっています。
- 行政による公助には限りがあるので、市民一人ひとりが「自らの命は自らが守る」自助の意識と「自らの地域は皆で守る」共助の意識を持つことが重要となっています。
- 自主防災組織の強化や地域の連携を図り、地域の防災力を向上させる必要があります。
- 災害時に支援が必要な高齢者等への支援体制づくりが求められています。
- FM島田は、災害時の情報伝達の手段として重要な役割を担っています。しかしながら、難聴地区の解消が課題となっており、その対応が求められています。

<sup>21</sup> 【BCP（業務継続計画）】災害・事故を受けても重要業務をなるべく中断せず、中断してもできるだけ早急に復旧させるための計画。

<sup>22</sup> 【UPZ（緊急時防護措置を準備する区域）】「原子力災害が発生した場合において、影響の及ぶ可能性がある区域」として、防災対策を段階的に実施するための目安となる範囲。静岡県では発電所から概ね31kmまでの区域を範囲として定める。

## め ざ そ う 値

指 標	実績値		目標値
	平成 19 年	平成 24 年	平成 29 年
避難所運営会議の開催数（年間）	75 回	53 回	78 回 各避難所 2 回
市民の地域防災訓練参加者数（防災の日、地域防災の日に自主防災組織が実施する訓練への参加者数）（年間）	43,057 人	50,444 人	55,000 人
防災リーダーの養成者数	—	44 人 (H25)	250 人

## 重 点 的 取 組

### 市民の防災意識のさらなる向上

防災教室の開催や地域における防災訓練を通じて、市民の防災意識を高め、災害時の被害の軽減につなげます。

## 施 策 の 方 向

取組名	内 容	事務事業
危機管理体制の強化 《重点プロジェクト》	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害発生時に、的確な対応ができるよう、市の組織に危機管理を専門に所管する部署を設け、防災体制を強化します。</li> <li>● 「島田市国民保護計画」に基づく市の対策本部の体制を早期に確立することに加え、計画を広く市民に周知します。</li> <li>● 災害時に市として実施しなければならない災害対策や優先的に継続する業務をまとめた「BCP（業務継続計画）」を策定します。</li> <li>● 原子力災害に備えて、UPZ（緊急時防護措置を準備する区域）を有する関係自治体と連携して、安全対策の方策について、検討します。</li> <li>● 自治体の枠にとられない被災者の受け入れや支援体制を確立するため、近隣自治体と連携して、避難所の相互利用や「被災者支援システム」の構築を目指します。</li> <li>● 新型インフルエンザや、新型インフルエンザと同様に社会的に影響の大きい新たな感染症の発生に備え、国及び県の行動計画を参考に当市の行動計画を策定し、感染予防やまん延防止に努めます。</li> <li>● 災害時のボランティアの受け入れ体制の整備や活動拠点の提供など、ボランティア活動支援に努めます。</li> <li>● 畜産経営にとって経済的被害の大きい伝染病や、人畜共通伝染病などの発生予防とまん延防止を図るため、家畜伝染病予防法に基づき、各種疾病の検査等を実施し、防疫対策に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 島田市国民保護計画の運用</li> <li>・ 業務継続計画策定事業</li> <li>・ 新型インフルエンザ等対策事業</li> <li>・ 災害ボランティア活動支援</li> <li>・ 家畜伝染病予防事業</li> </ul>

取組名	内 容	事務事業
異常気象時防災体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>●職員で構成した初期水防配備体制による市域の水害の防止と、被害の軽減を図ります。</li> <li>●毎年度、出水期前に消防団、自主防災会、防災関係機関の参加のもと、水防訓練を実施します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初期水防配備体制</li> <li>・水防訓練</li> </ul>
地域防災力の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住民の防災意識の啓発のため、防災教室を開催します。</li> <li>●地域の自主防災組織と連携した総合防災訓練、地域防災訓練を実施します。</li> <li>●自主防災組織の育成と資機材、備蓄品の充実を図るため、防災訓練の経費や資機材等の整備に対する支援を行います。</li> <li>●災害時の防災拠点施設である第一次指定避難所に適正な資機材、備蓄品の配備を行います。</li> <li>●市独自の講座開設により、地域で活躍する防災リーダーを養成します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災用施設資機材整備事業</li> <li>・自主防災組織育成事業</li> <li>・地域防災リーダー養成事業</li> </ul>
災害時要援護者に対する支援体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「島田市災害時要援護者避難支援計画」に基づき、要援護者の把握や支援体制の強化を図ります。</li> <li>●自主防災組織と民生委員・児童委員の協力を得て、要援護者登録台帳の整備を進め、その活用を図ります。</li> <li>●避難所運営会議等を通じて、要援護者の受け入れ体制の整備について、助言します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時要援護者対策事業</li> </ul>
防災・災害時情報の伝達	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害時に必要な情報伝達機器等を計画的に整備します。</li> <li>●FM島田を活用した防災情報を市民に提供し、防災意識の向上を図ります。</li> <li>●災害時には、防災行政無線、広報車、FM島田、衛星携帯電話などさまざまな通信手段を用いて、情報の伝達に努めます。</li> <li>●FM島田を通じて、災害時における災害情報を放送します。災害時の情報の収集及び発信体制について、FM島田と連携し、強化を図ります。</li> <li>●当市のホームページの緊急情報及び防災情報のコーナーにおいて、情報提供を行います。災害発生時には、安否情報や被害状況等の掲載に特化した「災害モード」に切り替え、転送速度の遅い回線でも閲覧可能な情報量で発信します。</li> <li>●Em-Net（緊急情報ネットワークシステム）<sup>23</sup>からの情報を迅速に市民に伝達するとともに、Jアラート（全国瞬時警報システム）<sup>24</sup>により、国から市民に直接緊急情報を伝えます。</li> <li>●関係機関との情報共有や連携・協力を図り、避難や救援を円滑に行い、被害の最小化に努めます。</li> <li>●難聴地区の解消のため、サイマルラジオ<sup>25</sup>の導入を進めます。【関連取組：1-7 情報通信ネットワークの充実】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線整備事業</li> <li>・同報無線屋外受信子局更新事業</li> <li>・デジタル式同報系防災行政無線整備事業</li> <li>・超短波放送活用事業</li> <li>・公式ホームページ管理業務</li> </ul>
災害に備えた情報通信環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害時に業務継続するために必要な情報通信環境の整備を行います。災害の規模により、求められるシステムや機器の構成が大きく異なるため、それぞれの災害状況を想定したBCP（業務継続計画）を整備します。【関連取組：1-7 行政情報システムの最適化】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンピュータ機器等の安全対策業務（防災対策等）</li> </ul>

<sup>23</sup> 【Em-Net（緊急情報ネットワークシステム）】行政専用ネットワーク(LGWAN)を利用して、首相官邸の危機管理センターと全国の都道府県・市区町村との間でメッセージを送受する、国と地方公共団体での緊急情報通信を行うシステム。

<sup>24</sup> 【Jアラート（全国瞬時警報システム）】津波警報、緊急地震速報、弾道ミサイル発射情報等といった、対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、国から人工衛星を用いて送信し、市町村防災行政無線（同報系）等を自動起動するシステム。

<sup>25</sup> 【サイマルラジオ】コミュニティFM局が放送する番組を、インターネットを通じて同じ時間帯に配信するサービス。

## 協働のモデル

### 市民・地域・団体ができること

- 災害時及び緊急時には、ボランティアスタッフとして、情報収集や復旧活動を行います。（市民）
- 家畜伝染病などの発生時には、速やかに行政機関に連絡し、被害の拡大防止に努めます。（市民）
- 正しい防災知識を一人ひとりが持つように、防災訓練に積極的に参加するなど、防災に関する自助の意識を高めます。（市民）
- 避難所運営会議の開催や防災訓練の実施により、市民の自助・共助による防災体制を整備し、災害時に備えます。また、災害時には必要な情報の提供・共有を図ります。（自治会・自主防災組織）
- 災害時に、要援護者に対する支援体制を確立するため、要援護者支援個別台帳の整備を進めます。（自治会・自主防災組織）
- 運営する市民ポータルサイトにおいて、災害情報の集約及び発信を行います。（NPO法人）

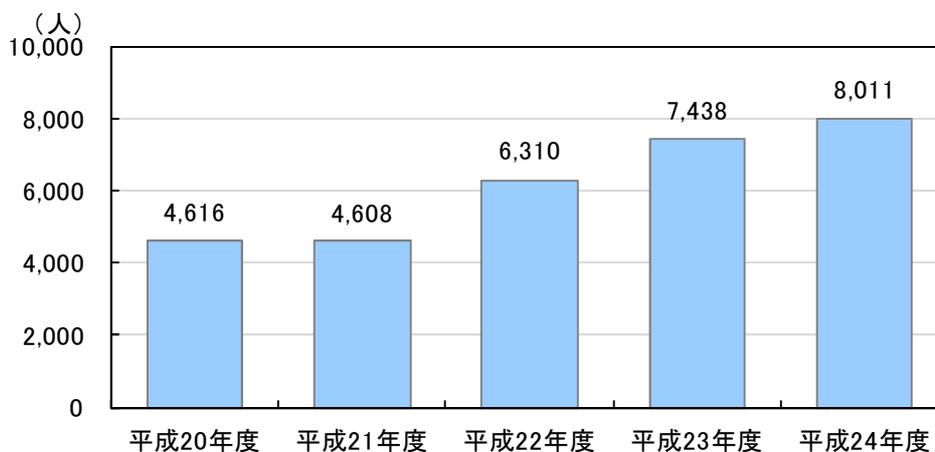
### ■ 避難所箇所数

単位：か所

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
第一次指定避難所	39	39	39	39	39
第二次指定避難所	31	31	31	31	29*
第三次指定避難所	14	14	14	14	14

※中央児童センターの取壊、五和幼稚園の民営化による減少

### ■ 災害時要援護者登録台帳への登録者数



## 2-2

# 地震、風水害、土砂災害対策の充実

### めざす姿

地震、風水害、土砂災害の発生時における被害の軽減を図ります。

### 現 状 ・ 課 題

- 住宅・土地統計調査（平成 20 年度）によると、昭和 55 年以前に建築された木造住宅は市内に 10,360 棟あり、耐震性がないものは 7,825 棟となっています。倒壊の危険性のある住宅の居住者が危険性を認識できるよう、「わが家の専門家診断」の実施と補強工事を促すことが急務となっています。
- 大規模な災害に備え、緊急輸送路・避難路の整備が求められています。
- 橋りょうの耐震化及び電線類の地中化により、利用者の安全・安心を確保することが求められています。
- 市民が利用する公共施設の中には、耐震性の劣る施設があるため、耐震化などの対策が必要となっています。
- 当市の市街地は、大井川の扇状地に位置し、多くの河川が市域を流れ、日々、水の恩恵を受けている反面、降水量が多くなると水害の危険性が高まります。
- 主要河川は、それぞれの河川整備計画等に基づき、国・県により計画的に改修が進められてきています。しかしながら、中小河川となる住宅地内の排水路は未整備箇所が多く、降雨量の多い時には溢水等の被害が危惧されています。
- 都市型の浸水被害を防ぐため、計画的な都市下水路の整備が望まれています。また、雨水浸透施設の設置者に費用の一部を助成する制度があるものの、その利用は少なく、補助金交付件数は年間 10 件を下回っています。
- 市域の大部分が山間地であるため、土砂災害が発生すると、道路の寸断等により集落の孤立の危険性が高まります。このような地域では、住民が避難する時期などの情報や災害に対する情報提供が十分ではないため、引き続き、周知・啓発を進めることが必要です。
- 砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業実施箇所の維持管理対策が求められています。
- がけ地近接等危険住宅移転事業により、昭和 49 年から計 135 戸が移転していますが、依然として多くの危険住宅が存在しています。危険住宅の居住者には高齢者が多く、住み慣れた地域から他の土地への移転が困難な状況にあるため、地元対策とあわせ、移転に向けた啓発を行うことが必要です。
- 伐採、間伐などの手入れ及び植林がされていないことなどから、下草等が育たなくなり、表土の流出による土砂災害が起りやすくなっています。

## め ざ そ う 値

指 標	実績値		目標値
	平成 19 年	平成 24 年	平成 29 年
民間住宅の耐震化率	64.9%	76.3%	90.0%
橋りょうの耐震化実施数 (緊急輸送路・避難路)	2 橋	5 橋	10 橋
雨水幹線整備率 (都市下水路含む)	47.8%	50.9%	51.8%※
がけ地近接等危険住宅移転事業による移転戸数	132 戸	135 戸	140 戸

※流域面積 H29 (801.4ha/1,546ha=51.8%)

## 重 点 的 取 組

### 住宅などの耐震化の推進

想定される東海地震を含めた南海トラフ巨大地震による人的被害の軽減を図るため、耐震性が劣る住宅などの耐震化を推進します。また、地震発生時におけるブロック塀の倒壊を防止し、避難時の安全確保に努めます。

### 排水路の整備

水害の防止や軽減を目的に、排水路の整備について重点的に実施します。

## 施 策 の 方 向

取組名	内 容	事務事業
住宅耐震化の推進 《重点プロジェクト》	<ul style="list-style-type: none"> <li>●昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅の耐震化と道路沿いの危険なブロック塀等の撤去など、災害に強いまちづくりを進めます。</li> <li>●耐震改修促進計画に基づき、木造住宅の耐震化を推進します。</li> <li>●住宅等の耐震化について、市民に啓発を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家具転倒防止事業</li> <li>・プロジェクト「TOUKAI-O」総合支援事業</li> </ul>
緊急輸送路・避難路の安全対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害時の緊急輸送路・避難路を確保するため、橋りょうの耐震化及び電線類の地中化等の整備を進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・橋りょう耐震化事業</li> <li>・電線共同溝整備事業</li> </ul>
公共施設の耐震化の実施 《重点プロジェクト》	<ul style="list-style-type: none"> <li>●耐震性の劣る公共施設は、耐震化工事を実施し、利用者の安全を確保します。</li> <li>●避難所として、小中学校の屋内運動場の安全対策を進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設耐震化事業</li> <li>・小中学校屋内運動場非構造部材耐震化事業</li> </ul>

取組名	内 容	事務事業
風水害対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●風水害に関する情報提供と、堤防の決壊及び川からの溢水などによる洪水ハザードマップ<sup>26</sup>の活用について、住民に啓発します。</li> <li>●水害による浸水被害を最小限に抑えるため、主要河川の改修や中小河川及び排水路の整備を計画的に進めます。</li> <li>●浸水被害を防止するため、雨水の流出を抑制する施設の普及に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水ハザードマップ作成</li> <li>・河川改修事業</li> <li>・排水路整備事業</li> <li>・雨水浸透施設設置事業費補助事業</li> <li>・土地利用対策事業</li> </ul>
土砂災害防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●平時から、がけ崩れ・土石流・地すべりなどの土砂災害危険区域の確認など、土砂災害ハザードマップの活用について、住民に啓発します。</li> <li>●静岡県が指定する土砂災害（特別）警戒区域などの情報を住民に提供します。</li> <li>●出水期前に土砂災害の危険のある地域の住民参加のもと、毎年度、土砂災害訓練を実施します。</li> <li>●安心して生活できる地域づくりを目指し、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業の推進を図ります。</li> <li>●危険ながけに近接する建物所有者に対し、危険住宅の除去経費及び新たな住宅の建設（又は購入）に要する費用の一部を補助することで、危険住宅の移転促進を図ります。</li> <li>●土石流や山崩れ、落石などの山地災害によって被災した森林の復旧工事を行い、被害の拡大防止を図ります。</li> <li>●土砂災害が発生する恐れのある地区には、治山事業を実施し、災害の未然防止に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害ハザードマップ作成</li> <li>・土砂災害訓練</li> <li>・急傾斜崩壊対策事業</li> <li>・がけ地近接等危険住宅移転事業</li> <li>・公共土木施設災害復旧事業</li> <li>・林業用施設災害復旧事業</li> <li>・治山事業</li> </ul>

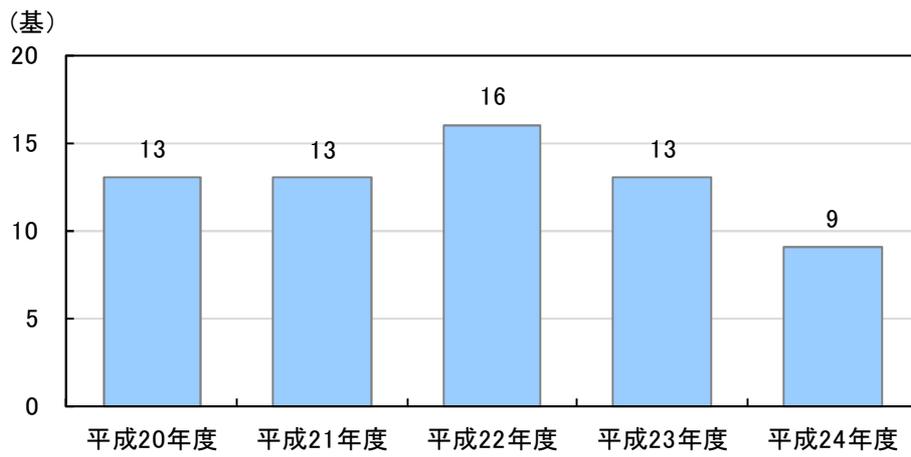
## 協 働 の モ デ ル

### 市民・地域・団体ができること

- 避難場所・避難経路、緊急連絡先、持ち出し物資、備蓄食料、家族間の安否確認方法などに関する事項を確認します。（市民）
- 住宅等の耐震診断や耐震補強、家具転倒防止などを行います。（市民）
- 環境美化活動等により、河川環境の整備に努めます。（自治会・町内会等）
- 住宅敷地及び事業敷地における雨水浸透施設の積極的な活用を図ります。（市民・事業所等）
- 災害に強い安全な地域づくりを進めるため、防災意識を高めるとともに、土砂災害に対する防災訓練を実施します。（地域）

<sup>26</sup> 【ハザードマップ】災害時被害等の予測を地図で表したもの

■ 雨水浸透施設設置費補助金による設置数



## 2-3 消防・救急・救助体制の充実

### めざす姿

火災等の災害から市民を守るため、消防・救急・救助体制の充実を図り、安全・安心なまちづくりを目指します。

### 現 状 ・ 課 題

- 消防救急の広域化や消防救急無線のデジタル化に向けて関係自治体との協議を進めながら、複雑・多様化する災害に的確に対応できる組織体制の確立を図る必要があります。
- 一定の消防力を常に確保するため、消防救急活動に迅速な対応ができる人材の育成が急務となっています。
- 救急出動における高齢の重症者の増加が見込まれることから、さらなる救命率の向上を図るため、市民に対する応急手当の周知が重要となります。なお、重症患者へ迅速に対応するため、救急車の適正利用について啓発する必要があります。
- 消防施設や消防車両の計画的な更新・整備が必要となっています。
- 当市の火災発生状況は、ひとり暮らしの高齢者の増加などの社会構造の変化により、高齢者の死傷者が後を絶たないのが現状です。火災の未然防止や被害軽減のための火災予防の啓発活動が、これまで以上に求められています。
- 一般住宅や共同住宅では、住宅用火災警報器の設置が義務付けられていますが、さらなる普及率の向上が課題となっています。
- 当市の消防団員数は、条例定数 955 名に対し、現団員数 859 名（H25.4.1 現在）となっており、新規入団者の確保が難しくなっています。

### め ざ そ う 値

指 標	実績値		目標値
	平成 19 年	平成 24 年	平成 29 年
救急救命士実働人員数	14 人	18 人	21 人
救急講習年間受講者数（住民が受講した一般講習、普通・上級救命講習及び普及員講習）	2,932 人	2,930 人	3,000 人
住宅用火災警報器の普及率	54% (H21)	74.4%	100%
消防団員数	861 人 (H20)	870 人	900 人

## 重 点 的 取 組

### 広域化による消防力の強化

消防の広域化に向けて協議を進め、スケールメリットを活かした消防力の強化を図ります。

## 施 策 の 方 向

取組名	内 容	事務事業
消防組織体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●消防力の強化による市民サービスの向上、消防に関する行財政運営の効率化及び基盤の強化のため、広域消防運営計画を作成し、消防救急広域化の実現に努めます。</li> <li>●消防救急デジタル無線整備について、消防救急広域化と合わせた共同整備を計画します。</li> <li>●消防職員の育成を図るため、専門知識・技術習得の研修へ職員を派遣します。</li> <li>●火災をはじめとした多様な災害に対応できるよう、消防施設の整備・修繕や、消防車両の計画的な更新などを進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防体制整備事業</li> <li>・消防救急広域化協議会事業</li> <li>・消防総合情報システム整備事業</li> <li>・消防救急デジタル無線整備事業</li> <li>・消防職員育成事業</li> <li>・消防施設整備事業</li> <li>・初倉分遣所耐震化事業</li> <li>・消防車両・資機材等の整備事業</li> </ul>
救命・救急体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民に対し、応急手当の必要性、知識・技術を広く啓発し、救命率の向上を図ります。</li> <li>●救急車の適正利用について、啓発活動を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救急講習等（応急手当普及啓発活動）事業</li> </ul>
火災予防の啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>●春・秋の火災予防運動などを通じて、火災予防に対する啓発活動により、火災の発生件数・損害額等の軽減を図ります。</li> <li>●火災時の逃げ遅れを防ぐため、住宅用火災警報器の普及啓発活動を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火災予防推進事業</li> <li>・住宅用火災警報器設置推進事業</li> </ul>
消防団機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●消防団員の確保を図るため、消防団広報紙の発行やフェイスブック<sup>27</sup>等により消防団活動の広報に取り組むとともに、事業所などの協力体制の構築を図ることで、機能別分団<sup>28</sup>の導入を図ります。また、基本団員や機能別団員<sup>29</sup>、女性団員の確保に努めます。</li> <li>●資機材の計画的な更新や整備等の充実を図ります。</li> <li>●消防署との合同訓練、消防学校研修、普通救命講習及び普及員講習の受講等の様々な訓練実施により、機能強化を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防団活動事業</li> <li>・消防団資機材整備事業</li> <li>・消防施設整備事業（消防ポンプ車更新など）</li> </ul>

<sup>27</sup> 【フェイスブック】世界最大級のソーシャルネットワーキングサービス。全世界の人と、実名で情報をやり取りできる。

<sup>28</sup> 【機能別分団】消火活動や警戒活動などを行う消防団とは異なり、大規模災害時に避難所などでの支援活動に機能を限定し、一般の消防団の補完的な役割を担う。

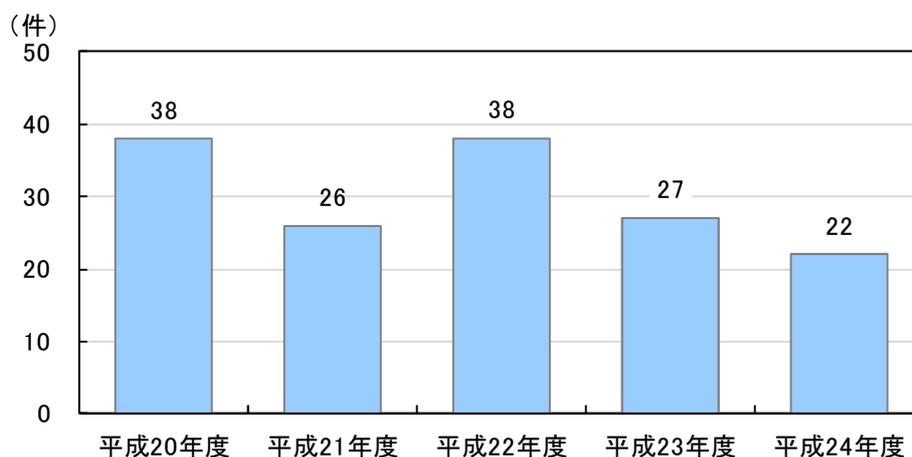
<sup>29</sup> 【機能別団員】通常の消防団員とは異なり、特定の活動のみに参加することで一般の消防団員を補完する役割を担う。例えば、消防団を引退した方が、その豊富な経験を活かして、体力の問題や仕事の都合で訓練に参加できなくなってしまうと、無理のない範囲で消防団の活動に携わることができる。

## 協働のモデル

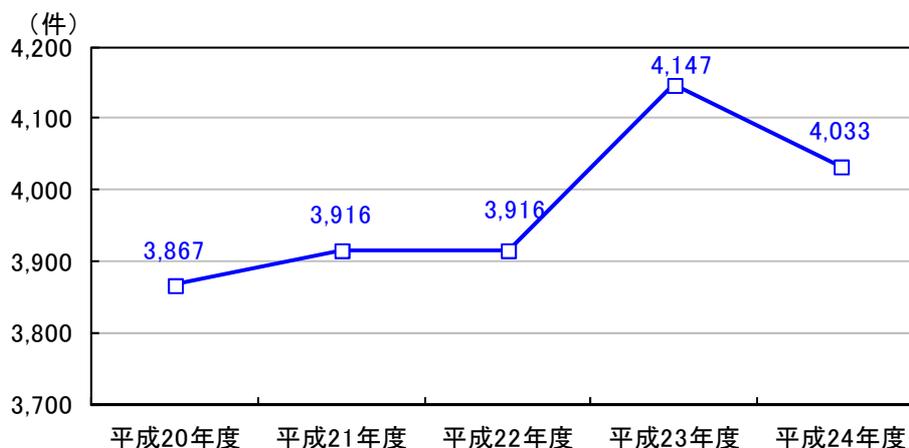
### 市民・地域・団体ができること

- 救急講習会の開催及び応急手当普及員の養成・教育を消防本部とともに実施し、普及啓発活動を行います。（市民による救急蘇生普及島田市連絡協議会）
- 市民学習会等において、救急車の適正利用、応急手当の必要性について啓発を行います。（島田市地域医療を支援する会）
- 防火に関する正しい知識を身につけ、火災発生の防止に努めます。（幼年消防クラブ）
- 危険物の貯蔵・取り扱いの安全管理に努め、危険物に起因する災害の防止を図ります。（島田・北榛原地区危険物安全協会）
- 消防団の活動を理解し、消防団員の確保対策に協力します。（町内会、企業・事業所）

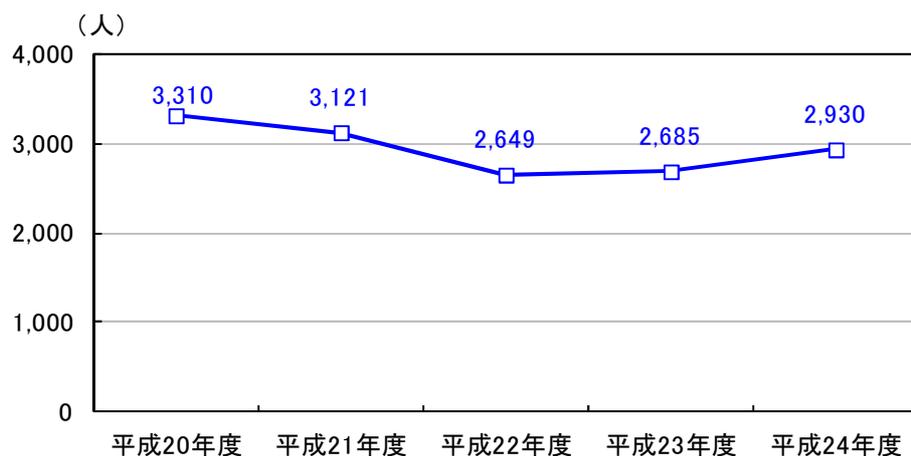
### ■火災発生件数



### ■救急出動件数



■救急講習年間受講者数(島田市消防本部管内)の状況



■消防団員数の状況

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
消防団員数 (人)	861	887	875	885	870

※各年度4月1日現在

## 2-4 地域防犯体制の強化

### めざす姿

市民・地域・関係機関が一体となり、犯罪のない安全・安心な地域づくりを進めます。

### 現 状 ・ 課 題

- 当市における刑法犯認知件数は、平成 23 年中 667 件、平成 24 年中 621 件となっており、減少傾向で推移しています。しかし、窃盗など、市民の身近に不安を感じさせる犯罪が依然として存在しています。
- 市民の安全かつ平穏な生活を確保し、当市における社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的に島田市暴力団排除条例を制定しました。（平成 25 年 1 月 1 日施行）
- 犯罪のない、安全で安心して暮らせる社会をつくるため、市民一人ひとりの防犯意識を高め、地域ぐるみの防犯活動を推進する必要があります。

### め ざ そ う 値

指 標	実績値		目標値
	平成 19 年	平成 24 年	平成 29 年
年間犯罪発生件数（刑法犯認知件数）	883 件	621 件	550 件以下
防犯まちづくり講座開催回数	20 回	13 回	24 回
地域の見守りネットワーク数（自治会）	16 自治会	20 自治会	30 自治会

### 重 点 的 取 組

#### 地域における防犯意識の向上

防犯まちづくり講座の開催などにより、地域の防犯意識の向上、地域住民の連帯感の強化を図ります。

## 施策の方向

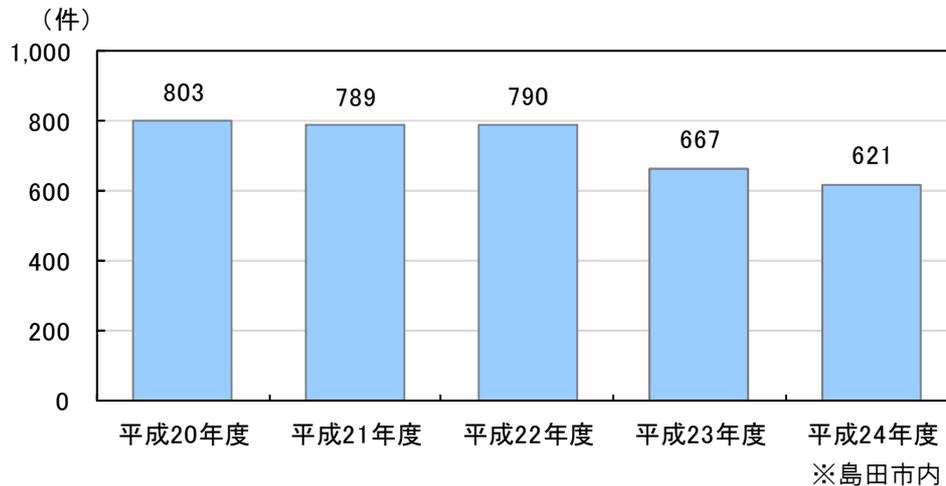
取組名	内容	事務事業
犯罪情報の共有化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●警察等の関係機関と連携を図り、同報無線による犯罪被害防止の注意喚起や、FM島田などを活用した犯罪情報を共有する体制を整備します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同報無線による広報</li> <li>・FM島田による広報</li> </ul>
地域防犯体制の整備 《重点プロジェクト》	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域で活動する地域防犯団体の育成・強化を図ります。</li> <li>●防犯に対する意識啓発や子どもの安全・安心のため、防犯まちづくり講座を開催します。</li> <li>●青色回転灯装着車により、児童の下校時における見守りを中心に、市内の防犯パトロールを実施します。</li> <li>●「明るく安心して暮らせるまちづくり市民大会」を通じて、市民が安全・安心に暮らせるまちづくりの実現を目指します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯まちづくり支援事業補助金交付事業</li> <li>・防犯まちづくり講座</li> <li>・防犯パトロール</li> <li>・「明るく安心して暮らせるまちづくり市民大会」開催事業</li> </ul>
防犯設備の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●夜間における歩行者などの安全確保のため、防犯灯を設置する自治会又は町内会に対し助成を行い、地域住民と連携した防犯環境の整備を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯灯設置費補助金交付事業</li> </ul>

## 協働のモデル

### 市民・地域・団体ができること

- 中学校区等を単位として、防犯会議を組織し、パトロールや啓発活動を行います。（地区安全会議）
- 防犯組織を設置し、パトロールや啓発活動を行います。（自治会）

### ■犯罪発生状況（刑法犯認知件数）



### ■防犯まちづくり講座 開催回数及び受講者数

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
講座回数(回)	18	26	32	31	13
受講者数(人)	846	1,017	1,106	1,158	375

## 2-5 交通安全対策の充実

### めざす姿

市民一人ひとりの交通安全意識を高め、交通事故のない安全な地域づくりを進めます。

### 現 状 ・ 課 題

- 毎年掲げられる県下統一スローガンのもと、交通安全講習会等の交通安全に関する取組を積極的に行っています。
- 市内の交通事故発生件数・負傷者数・死者数には減少はみられない状況です。今後も引き続き、交通事故発生傾向を捉え、年齢・車両運転時・自転車乗車時・歩行時・時間帯・地区に応じた広報・啓発・教育の一層の推進が求められています。また、交通死亡事故発生時の緊急抑止対策が喫緊の課題となっています。
- 高齢者が犠牲者となる割合が高くなっており、事故防止のため、既存の歩道整備や交差点改良等の積極的な取組が必要です。
- 放置自転車対策の実施により、市内における放置自転車数は減少傾向にありますが、引き続き駐輪指導や撤去作業を推進する必要があります。

### め ざ そ う 値

指 標	実績値		目標値
	平成 19 年	平成 24 年	平成 29 年
交通事故（人身事故）発生件数	857 件	824 件	750 件以下
交通事故死者数※	7 人	7 人	4 人以下
地域交通安全講習会の開催回数	28 回	15 回	48 回

※「第9次島田市交通安全計画」（平成23年度～27年度）

### 重 点 的 取 組

#### 市民の交通安全意識の向上

交通安全講習会の開催等により、交通マナーの向上、交通ルールの遵守など、市民一人ひとりの意識を高めます。

## 施 策 の 方 向

取組名	内 容	事務事業
交通安全運動の推進と意識の向上 《重点プロジェクト》	<ul style="list-style-type: none"> <li>●四季の交通安全運動を中心に、交通安全意識の普及啓発、広報等による抑止活動を積極的に展開します。</li> <li>●各地域において、交通安全講習会を開催し、交通安全意識の向上を図ります。</li> <li>●飲酒運転の根絶に努めるとともに、子どもを交通事故から守り、増加傾向にある高齢者の事故防止を図るため、積極的に啓発活動を実施します。</li> <li>●夜間の歩行者の保護のため、反射材を身に付けるよう啓発活動を実施します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島田市交通安全対策協議会</li> <li>・地域交通安全講習会</li> <li>・島田市交通指導員会事務局</li> </ul>
交通安全施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●安全で円滑な交通機能を確認し、車両及び通行人の安全確保を図るため、交通安全施設（道路照明灯・道路反射鏡・道路標識・ガードレール等）の設置・維持管理を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通安全施設整備事業</li> </ul>
安全な交通環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自治会などの要望を調査し、関係機関と連携して道路の危険箇所の改良を図るとともに、警察に対し地域の実情に応じた適正な交通規制による交通環境改善の働きかけに努めます。</li> <li>●島田駅周辺放置自転車規制区域<sup>30</sup>において、駐輪指導や放置自転車<sup>31</sup>の撤去を実施するほか、車両や歩行者の多い六合駅、金谷駅の周辺においても駐輪指導や放置自転車の撤去を実施し、円滑な交通の確保と周辺環境の保全を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駅周辺放置自転車対策事業</li> </ul>

## 協 働 の モ デ ル

### 市民・地域・団体ができること

- 市が行う交通安全広報・啓発活動に協力し、市民の交通安全意識の向上に努めます。  
(静岡県交通安全協会島田地区支部・島田市交通指導員会)

<sup>30</sup> 【島田駅周辺放置自転車規制区域】「島田市自転車等の放置の防止に関する条例」に基づき指定された公共の場所で、自転車等の放置の禁止、放置に対する警告、撤去及び撤去した自転車等の保管や処分等の措置について規定された区域。

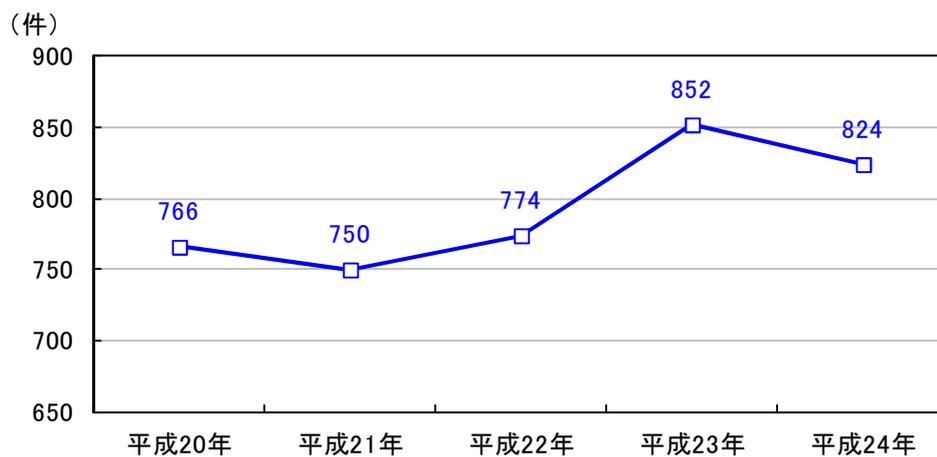
<sup>31</sup> 【放置自転車】道路、駅前広場、公園、緑地その他の公共の場所にあつて、自転車等の持ち主が、直ちに移動させることができない状態の自転車。

■高齢者運転免許証返納件数

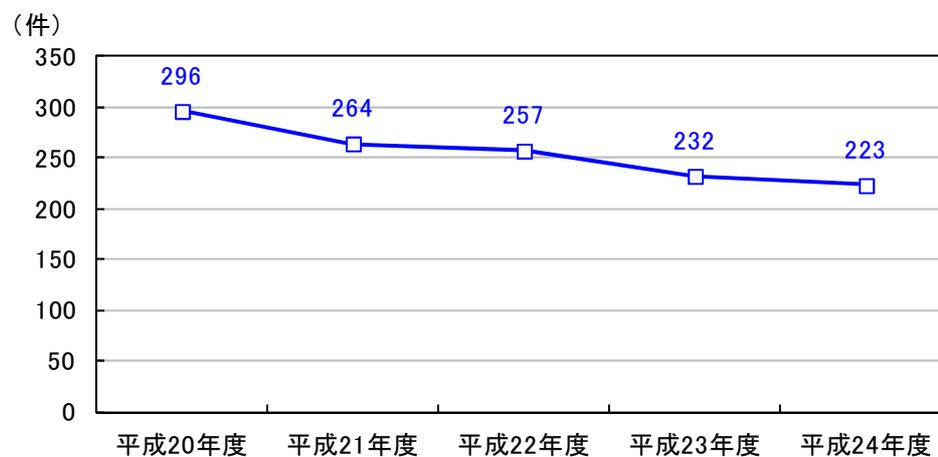
	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
返納件数 (件)	352	391	232

※島田警察署管内 暦年の数値  
 ※平成 25 年は 9 月末日現在

■交通事故発生件数の状況



■放置自転車撤去台数の状況





## 2-6 消費生活対策の充実

### めざす姿

市民一人ひとりが消費者として、自らの利益の擁護及び増進のため、自主的かつ合理的に行動することで、消費生活の安定と向上を図ります。

### 現 状 ・ 課 題

- 国際化、高齢化、高度情報化が進む中で、消費を巡る問題は多種多様になっており、消費者が事業者と対等な立場で問題解決に臨むためには、消費者側に不足する情報・知識や交渉力の補完を図ることが必要です。
- 国においては、平成 21 年度に消費者庁が発足し、消費者行政が一本化されたことで、消費者を脅かす問題・事故等に対する迅速な対応が図られています。また、平成 24 年度には消費者教育推進法が施行され、消費者の自立を支援するため、消費生活に関する教育に取り組む方針が打ち出されています。
- 複雑かつ巧妙化する悪質商法や振り込め詐欺などの犯罪については、高齢者を中心に被害が絶えないことから、高齢者見守りネットワークなど関連事業・関連団体との連携を深めるとともに、被害の未然防止について、講座や広報などによる啓発を強化していくことが必要です。

### め ざ そ う 値

指 標	実績値		目標値
	平成 19 年	平成 24 年	平成 29 年
消費者被害防止啓発講座開催件数	44 回※	23 回	40 回
消費生活用製品安全法に基づく立入検査実施数	4 店	3 店	6 店
家庭用品品質表示法に基づく立入検査実施数	12 店	6 店	10 店

※市町合併に際しての事業PRにより、金谷地区老人会の受講希望がこの年に集中したことによるもの。

### 重 点 的 取 組

#### 市民の消費活動における自立支援

消費生活に関する情報提供や相談体制の充実を図り、消費活動における自立を促します。

## 施 策 の 方 向

取組名	内 容	事務事業
消費者意識の啓発と高揚	●関係機関との連携により、消費生活に関する情報収集体制の充実を図るとともに、広報紙やFM島田、ホームページなどにより情報を的確に提供します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者活動団体支援事業</li> <li>・消費者モニター事業</li> <li>・消費生活展実施事業</li> </ul>
消費生活相談体制の充実 《重点プロジェクト》	<ul style="list-style-type: none"> <li>●複雑化、専門化する消費生活に関する相談に対応するよう、相談・指導体制の充実を図ります。</li> <li>●高齢者を振り込め詐欺をはじめとした悪質商法から守るため、消費生活講座の充実を図るとともに、高度化する消費者トラブルに対応するため、相談員の研修の充実に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費生活相談事業</li> <li>・消費者被害防止講座事業</li> </ul>
販売店等への立入検査及び指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>●消費者の生命又は身体に関する危害の発生を防止するため、消費生活用製品安全法に定められた製品を販売する店舗に対する立入検査を実施し、消費者の安全を確保します。</li> <li>●家庭用品の性能、品質等の表示の適正化を図るため、家庭用品品質表示法に基づき、店舗に対する立入検査を実施し、消費者の安全を確保します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費生活用製品安全法に基づく立入検査</li> <li>・家庭用品品質表示法に基づく立入検査</li> </ul>

## 協 働 の モ デ ル

### 市民・地域・団体ができること

- 消費生活展や啓発キャンペーンなどの事業運営に協力するとともに、それぞれの団体が消費者支援のための啓発事業に取り組みます。（市内消費者団体）
- 主要生活物品価格調査を行います。学習会や研修等を実施し、モニター会議において集約した意見・要望を県や市に提出します。（消費生活モニター）
- 「消費者被害防止啓発講座」を開催します。（各種地域団体）

### ■市民相談・定例市民相談・特設市民相談 受付件数

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
行政相談 (件)	60	55	25	41	40
民事・家事相談 (件)	1,116	1,104	796	874	845
交通事故相談 (件)	41	60	45	46	41
消費生活相談 (件)	650	645	574	517	559
合計 (件)	1,867	1,864	1,440	1,478	1,485

### ■振り込め詐欺による被害状況

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
被害件数 (件)	20	11	7	7	2
被害金額 (円)	12,690,320	7,738,000	8,719,000	13,295,000	1,000,000

※島田警察署管内